

令和6年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第13号 発議第14号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について 那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	議会事務局 議会事務局

発議第 13 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、上記議案を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

提出者	那須塩原市議会議員	眞 壁 俊 郎
賛成者	同	森 本 彰 伸
同	同	中 村 芳 隆
同	同	田 村 正 宏
同	同	鈴 木 伸 彦
同	同	大 野 恭 男

理由 令和 6 年 11 月 7 日に開催した会派代表者会議において、意見書を提出することを決定したため。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

栃木県那須塩原市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

発議 第 1 4 号

那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

議会運営委員長 鈴木 伸彦

那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年那須塩原市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。